

トラベル アシスト

海外/国内旅行の保険

海外旅行保険のあらまし（主な特約等の概要）

「トラベルアシスト」は海外旅行保険のペットネームです。

この保険は、海外旅行中に被保険者がケガをされたとき、病気になったとき、その他費用を負担することによって損害を被った場合などに保険金をお支払いする保険です。「海外旅行中」とは、保険期間中、かつ、海外旅行のために住居を出発してから住居に帰着するまでをいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	海外旅行中の偶然な事故によるケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。【注1】 死亡保険金受取人は、被保険者の法定相続人となります。	①次のような原因により生じたケガ ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者のけんか、自殺行為または犯罪行為 ・自動車などの酒気帯び運転、無免許運転 ・脳疾患、疾病または心神喪失 ・妊娠、出産、早産または流産 ・戦争、革命などの事変【注2】 ・放射能汚染
障害後遺	海外旅行中の偶然な事故によるケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて傷害後遺障害保険金額の4～100%をお支払いします。 保険期間を通じて、傷害後遺障害保険金額が限度となります。	②むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの（傷害後遺障害保険金のみ） ③「補償の対象とならない運動」を行っている間に生じたケガ など
治療・救済費用保険金	〈傷害治療費用〉 海外旅行中の偶然な事故によるケガが原因で、医師の治療（義手および義足の修理を含みます。）を受けられた場合	〈傷害治療費用〉 治療費用等のうち実際に支出した金額で社会通念上妥当な金額をお支払いします。（ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限りまします。） 1回の事由につき、治療・救済費用保険金額を限度とします。	①次のような原因により生じた費用【注3】 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失（被保険者が自殺行為により死亡された場合は救済費用をお支払いします。） ・被保険者のけんか、自殺行為または犯罪行為（自殺行為により死亡された場合は救済費用をお支払いします。） ・自動車などの酒気帯び運転、無免許運転（死亡された場合は救済費用をお支払いします。） ・戦争、革命などの事変【注2】 ・放射能汚染
	①海外旅行開始後に発病した病気が原因で、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合（ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りまします。） ②海外旅行中に感染した特定の感染症が原因で、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合	〈疾病治療費用〉 治療費用等のうち実際に支出した金額で社会通念上妥当な金額をお支払いします。（ただし、治療を開始した日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限りまします。） 1回の事由につき、治療・救済費用保険金額を限度とします。	②むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの ③次のような疾病の治療に要した費用（疾病治療費用のみ） ・妊娠、出産、早産、流産に起因する疾病 ・歯科疾病 ④日本国外においてカイロプラクティック、はりまたは灸による治療に要した費用 ⑤「補償の対象とならない運動」を行っている間に生じたケガ ⑥山岳登山（ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）を行っている間に発病した高山病 など
	③海外旅行中に発病した病気により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合または3日以上続けて入院された場合（旅行中に医師の治療を開始した場合に限りまします。） ④搭乗している航空機または船舶が、行方不明または遭難した場合 ⑤事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要な状態になったことが警察等公的機関により確認された場合（被保険者の生死の判明後、または緊急な捜索・救助活動が終了した後に現地に赴く費用は対象になりませぬ。）	〈救済費用〉 保険契約者、被保険者および親族の方が実際に支出した救済費用等で社会通念上妥当な費用をお支払いします。 1回の事由につき、治療・救済費用保険金額を限度とします。	

トラベル アシスト

海外/国内旅行の保険

海外旅行保険のあらまし（主な特約等の概要）

「トラベルアシスト」は海外旅行保険のペットネームです。

この保険は、海外旅行中に被保険者がケガをされたとき、病気になったとき、その他費用を負担することによって損害を被った場合などに保険金をお支払いする保険です。「海外旅行中」とは、保険期間中で、かつ、海外旅行のために住居を出発してから住居に帰着するまでをいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いできない主な場合
疾病死亡保険金	①海外旅行中に病気により死亡された場合 ②海外旅行開始後に発病した病気が原因で、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合（ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りです。） ③海外旅行中に感染した特定の感染症が原因で、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合	疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。 死亡保険金受取人は、被保険者の法定相続人となります。	①次のような原因により発病した病気 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・戦争、革命などの事変 【注2】 ・放射能汚染 ②次のような疾病 ・ケガに起因する病気 ・妊娠、出産、早産または流産に起因する病気 ・歯科疾病 ③山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。）を行っている間に発病した高山病 など
賠償責任保険金	海外旅行中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 【注4】 【注5】	損害賠償金の額をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益であった費用、緊急措置費用等もお支払いできることがあります。 1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度とします。	①次のような原因により生じた損害賠償責任 ・保険契約者または被保険者の故意 ・戦争、革命などの事変 【注2】 ②次のような損害賠償責任 ・被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任 ・親族に対する損害賠償 ・受託物に対する損害賠償責任（ホテル等の客室に与えた損害を除きます。） ・航空機、船舶、車両、銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 など
携行品損害保険金	海外旅行中に偶然な事故により携行品（カメラ、カバン、衣類等）に損害が生じた場合	携行品1つ（1点、1対）あたり10万円（乗車券等は合計5万円）を限度とした損害額をお支払いします。 保険期間を通じて、携行品損害保険金額が限度となります。 【注6】	①次のような原因により生じた損害 ・保険契約者、被保険者、身の回り品の所有者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・戦争、革命などの事変 【注2】 ・携行品の欠陥または自然の消耗 ・携行品の置き忘れまたは紛失 ②「補償の対象とならない運動」を行っている間のその運動等のための用具およびウィンドサーフィン、サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具に生じた損害。 なお、有償で他人から借りたり、預かったりした携行品の損害に対しても、保険金をお支払いできません。 【注7】 など

海外旅行保険のあらまし（主な特約等の概要）

「トラベルアシスト」は海外旅行保険のペットネームです。

この保険は、海外旅行中に被保険者がケガをされたとき、病気になったとき、その他費用を負担することによって損害を被った場合などに保険金をお支払いする保険です。「海外旅行中」とは、保険期間中で、かつ、海外旅行のために住居を出発してから住居に帰着するまでをいいます。

補償の対象とならない運動

- 山岳登山【注8】、リュージュ、ポップスレー、スケルトン、航空機【注9】操縦【注10】、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機【注11】搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- 競技目的で自動車等【注12】、オートバイ、モーターボート【注13】、ゴーカート、スノーモービル等の運転

- 【注1】 保険金をお支払いする原因となったケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金から既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。
- 【注2】 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が付帯されているため、テロ行為によるケガや病気は除きます。
- 【注3】 旅行出発前に発病した病気による疾病治療費用のお支払いはできません。
- 【注4】 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときも賠償責任保険金をお支払いしません。
- 【注5】 損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。
- 【注6】 保険金は日本にて円貨でお支払いしますので、事故および損害額の証明書類をお持ち帰りください。
- 【注7】 賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から賠償請求された場合は、賠償責任保険金をお支払いすることができます。
- 【注8】 ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- 【注9】 グライダーおよび飛行船を除きます。
- 【注10】 職務として操縦する場合を除きます。
- 【注11】 モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。
- 【注12】 自動車または原動機付自転車を含みます。
- 【注13】 水上バイクを含みます。

楽天損害保険株式会社

<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>